

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 村松ショッピングセンター
所在地 五泉市村松小新保1301-1
設置者 株式会社魚齋藤
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者
(変更前) 株式会社魚齋藤 代表取締役 齋藤 公策
(変更後) 株式会社魚齋藤 代表取締役 朝日 幸勝
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者及び代表者
(変更前) 株式会社魚齋藤ほか3者
(変更後) 株式会社魚齋藤ほか6者
- 3 変更年月日
 - ・ 2 (1)に関する事項の変更
平成27年1月15日
 - ・ 2 (2)に関する事項の変更
平成19年6月21日ほか
- 4 変更の理由
 - ・ 2 (1)代表取締役の変更による。
 - ・ 2 (2)小売業者の代表者変更、及び小売業者の入店による。
- 5 届出年月日
平成28年6月28日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、五泉市商工観光課及び村松支所でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成28年7月12日から平成28年11月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp